（様式第 a-1 別紙 3）（2019．4 ）

導入する健康づくり制度の概要票

1．現状・課題	当社では、法定の健康診断は定期にて実施しているが、罹患性の高い生活習慣病に対しての検診制度は整備されていない。法定外の生活習慣病予防検診を会社が費用の半額以上を負担して受診できる制度を導入し、職業生活に留まらず社員の質の向上を図り、もって社員の職場への定着の推進を図る必要がある。
2．制度の種類	○実施する検査項目 → □労働安全衛生法に定められた健康診断（必須） □胃がん検診　□子宮がん検診　□肺がん検診　□乳がん検診 □大腸がん検診　■歯周疾患検診　□骨粗鬆症検診　□腰痛健康診断
3．制度の概要、制度が実施されるための合理的な条件、事業主の費用負担等 ※当該項目が盛りこまれた就業規則の改正案又は労働協約案（別紙）でも可。	【制度の概要・趣旨・目的】 現行の就業規則を見直し、法定の健康診断に加え、社員全員に対して歯周疾患検診を毎年１回実施する。 魅力ある職場づくりと雇用管理の改善を実施することで、従業員の定着率向上を図る。 【制度の対象者の範囲、人数及び選定基準】 ■　通常の労働者　　：　　人 →　選定基準（職種、職務内容、役職などにより限定する場合はその理由） □　通常の労働者以外　：　　人 →　選定基準（職種、職務内容、役職などにより限定する場合はその理由） 【検診の実施時期】 雇用管理制度整備計画期間内に同じ。　　例：（令和3年4月１日～令和3年６月30日） 【対象者への通知方法・時期】 対象者には口頭にて通知。通知時期は受診の１ヶ月前までに行うものとする。 【検査結果の活用方法等】 検査結果を通じ従業員の健康状態を把握し、業務上必要な配慮を行うための参考資料として活用する。 【事業主の費用負担】 ■　受診等により発生する費用の半額以上を事業主が負担するものであること。 （労働者が希望した医療機関において本人が負担した費用の半額以上を支給する方法も可。） □　その他費用負担に関する特記事項（　　） 【その他】 ■　導入する健康づくり制度が実施されるための合理的な条件（上記で記載した項目等）が労働協約又は就業規則に明示されていること □　その他特記事項（　　）
4．施行日等	【就業規則の労働基準監督署等への届出予定日又は労働協約の締結予定日】 →　令和3　年＿＿月＿＿＿日　頃 【就業規則又は労働協約に係る従業員への周知予定日（従業員への書面による周知日、説明会日程等）】 →　令和3　年＿＿月＿＿＿日　頃 【就業規則又は労働協約の施行予定日】 →　令和3　年＿＿月＿＿＿日　頃

※赤字：記入が必要な箇所